

第1章 基本的な事項

【基本的な考え方】

大規模地震等の発生時には、公共交通機関の運行停止や自動車の通行止め・大渋滞により多数の帰宅困難者が発生する。帰宅困難者への対応は、行政による「公助」は限界があり、「自助」「共助」を含めた総合的な対応が不可欠であり、関係機関が連携・協力して取り組む必要がある。

本県には、乗降客数の多い駅や大規模集客施設を有する市町、外国人を含む多くの観光客が訪れる市町などが存在することから、各市町において地域の実情に合った対策が必要となる。

そこで、対策のポイントや各主体の役割をガイドラインとしてまとめ、各市町において計画やマニュアル等を作成する際に活用してもらうこととする。

【対象とする災害】

栃木県内においてM7クラス以上の地震が発生し鉄道の運行が一定期間停止することが見込まれる場合を基本とし、大型台風や大雪などその他の災害においても準用する。

【用語の定義】

○帰宅困難者：大規模震災の発生による鉄道等の交通機関の運行停止のために、通勤・通学者や出張者、旅行者などが外出先で足止めされ、自宅に帰ろうとした場合に自宅までの距離が遠いために帰宅が困難となるもの（帰宅を断念するもの及び遠距離を徒歩で帰宅するもの）

○一時滞在施設：帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設

○災害時帰宅支援ステーション：災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に徒歩帰宅者を支援するため、可能な範囲で水道水、トイレ、道路交通情報、公共交通機関の運行情報等を提供する施設

第2章 一斉帰宅の抑制

大規模地震等の発生時には、救命・救急活動や消火活動等の応急活動を迅速に行う必要がある。地震発生後直後に人々が一斉に帰宅を開始した場合、交通渋滞や路上・駅周辺等の混雑を引き起こし、応急活動の妨げになるとともに、帰宅者自身も余震等による転倒や落下物による負傷等の二次被害を受ける可能性がある。

このため、大規模地震発生時には、「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則に、一斉帰宅を抑制する取組を実施する。

	【行政機関における取組】	【企業・学校・大規模集客施設等における取組】
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 県民・企業等への取組の周知・啓発 ▶ 一時滞在施設の確保（民間施設を含む） ▶ 民間事業者と協力した徒歩帰宅者支援体制の整備 ▶ 市町・警察等による誘導体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一斉帰宅抑制のための計画策定及び関係者への周知 ▶ 従業員・利用者等が一定期間滞在できる場所の確保 ▶ 従業員・利用者等の滞りに必要な備蓄の確保 ▶ 家具類の転倒防止等、施設の安全対策 ▶ 従業員・利用者等の安否確認手段の確保 ▶ 帰宅可能判断の目安や帰宅のルールの設定
発災時	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 県民や企業等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけ ▶ 一時滞在施設の開設と帰宅困難者の受入れ ▶ 災害時帰宅支援ステーションでの徒歩帰宅者への支援（協定締結事業者へ要請） ▶ 市町、警察等が協力した一時滞在施設等への案内・誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 従業員・利用者等の安否確認及び施設の安全点検 ▶ 従業員・利用者等の施設内待機（施設が安全な場合） ▶ 従業員・利用者等の一時滞在施設への案内・誘導（施設が安全でない場合等） ▶ 情報収集及び従業員・利用者等への提供 ▶ 定めたルール等による段階的な帰宅

第3章 駅周辺や観光地等における対策

大規模地震等の発生時には、乗降客数の多い駅や観光地周辺では多くの人滞留し、混乱が生じることが想定される。この際、周辺の事業者や行政、警察、消防、交通事業者等が連携・協力しながら、混乱を防止する取組を実施する。

【帰宅困難者対策協議会の設立等】

▶ 駅周辺や観光地など多数の帰宅困難者の発生が予測される市町における、協議会の設立などによる関係機関が連携して対応できる体制の構築

▶ 「自助」「共助」「公助」の各視点に基づく、地域の行動ルールの策定

【平常時の取組】	【発災時の取組】
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定緊急避難場所の確保 ▶ 一時滞在施設の確保（民間施設含む） ▶ 関係機関の連絡・協力体制の構築 ▶ 民間事業者と協力した徒歩帰宅者支援体制の整備 ▶ 要配慮者用の備蓄の確保や外国人への支援体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一斉帰宅抑制の取組の実施 ▶ 指定緊急避難場所での帰宅困難者の受入れ（一時滞在施設開設まで） ▶ 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ ▶ 関係者で協力した帰宅困難者の案内・誘導 ▶ 関係機関における情報共有・帰宅困難者への情報提供 ▶ 災害時帰宅支援ステーションでの徒歩帰宅者への支援（協定締結事業者へ要請） ▶ 一時滞在施設等における要配慮者に配慮した対応 ▶ 災害多言語支援センター設置などによる外国人への支援